

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）に関する意見書

第1 意見の趣旨

1. 当会は、2014年5月30日付けで金融庁において公表され意見募集されている「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」（以下、「同政令案」という。）等について商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘に関し、①勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすること（金融商品取引法施行令の一部改正（案）第16条の4第2項第1号ニ）、②商品関連市場デリバティブ取引に関し、勧誘受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止すること（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正（案）第117条第8号の2）について、大いに賛成する。

2. 当会は、同政令案が個人顧客の適用除外の要件として、単に当該金融商品取引業者等に口座開設しているのみとすることは広すぎることから、投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があること等を追加し個人顧客の適用除外の範囲を制限すべきであると考えます。

第2 意見の理由

1. 消費者被害の多くは、訪問販売・電話勧誘等の不招請勧誘を発端としている。金融商品取引被害や商品先物取引被害も同様である。商品先物取引については、現在、経済産業省及び農林水産省において不招請勧誘禁止規制の緩和する方向での省令等の改正が検討されているが、当会は商品先物取引被害の増加を招きかねないものであるとして、これに反対する意見書を公表している（2014年（平成26年）4月23日付「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に対する意見書）。

2. 今般の金融商品取引法施行令の一部改正（案）（以下「施行令改正案」という）第16条の4第2項1号ニ及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正（案）（以下「内閣府令改正案」という）第117条第8号の2は、商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾の意思確認義務、再勧誘禁止の対象とし、かつ、その意思確認の方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対して、訪問・電話によることを禁止している。かかる改正は、実質的には、不招請勧誘の禁止と同一の効果を期待することができるものであり、その意味で、施行令改正案及び内閣府令改正案は、大いに評価することができる。是非とも改正案を実現すべきである。

3. もっとも、内閣府令改正案第117条第8号の2では、当該金融商品取引業者等に口

座開設している個人顧客を適用除外としている。現在、取引関係のない休眠口座のみの個人顧客、あるいは国債や地方債、MMF（マネー・マネジメント・ファンド）といった投資元本の比較的安全な個人顧客に対してまで、商品関連デリバティブ取引の訪問・電話勧誘が可能になってしまうのは、不適切である。少額投資非課税制度（NISA）の導入により、これまで投資経験が無かった層を含めた口座開設が拡がりつつある昨今、これらの方に対してまでハイリスクである商品関連デリバティブ取引の勧誘が許されるべきではない。適用除外の範囲が広すぎるのである。

そこで、適用除外の範囲を制限するために、例えば「投資リスクの高い有価証券やデリバティブ取引の経験があること」を適用除外の要件に追加すべきである。

以上

2014年（平成26年）年6月27日

兵庫県弁護士会

会長 武本夕香子

住 所 兵庫県神戸市中央区橋通1-4-3

電話番号 078-341-7061